

北海道PCB廃棄物処理事業監視円卓会議
(第60回)

議 事 録

日 時：2023年12月22日（金）午後2時開会
場 所：PCB処理情報センター

1. 開 会

【事務局・久保課長】

定刻となりましたので、ただいまから第60回北海道PCB廃棄物処理事業監視円卓会議を開催いたします。

本日は、お忙しい中、円卓会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、北海道環境生活部環境保全局循環型社会推進課水・大気環境担当課長の久保でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず最初に、委員の出席状況についてご報告させていただきます。

本日は、久保委員と時田委員から欠席とのご連絡を受けておりまして、現在13名の委員にご出席をいただいております。

次に、本日のスケジュールですけれども、会議はおおむね2時間程度で閉会は16時を予定しております。皆様のご協力をどうぞよろしくお願ひいたします。

なお、この会議では議事録を作成し公表しておりますので、ご発言の際にはマイクのご使用をよろしくお願ひいたします。

また、資料はお手元に配付させていただいておりますが、次第に配付資料を記載しておりますので、不足している資料等がありましたら、事務局までお知らせください。

それでは、会議の開催に当たりまして、北海道環境生活部環境保全局長の竹澤よりご挨拶を申し上げます。

【事務局・竹澤局長】

皆様、こんにちは。

北海道環境生活部の竹澤と申します。

委員の皆様、関係機関の皆様におかれましては、年末の大変お忙しい中、監視会議にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、北海道事業につきましては、安定器等の計画的処理完了期限が今年度末までとなっております。さらに令和8年3月末には事業終了準備期間も終了することになってございます。

本日の会議では、事業終了に向けました北海道事業の進捗状況の報告に加えまして、これまでの円卓会議で課題となっていた事項への対応などについてご説明させていただく予定としてございます。

また、昨日、環境省から室蘭市、北海道に対しまして、今後の北海道事業についての要請がございました。国からの要請内容につきましては、皆様も非常に関心が高い事項かと思っておりますので、後ほど、議事の最後にご報告させていただく予定としてございます。

委員の皆様には、限られた時間ではございますが、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局・久保課長】

続きまして、本日、オブサーバーとして出席いただいております環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長の松田様よりご挨拶をお願いいたします。

【環境省・松田課長】

皆様、こんにちは。

ただいま紹介にあずかりました環境省の廃棄物規制課長の松田です。

今日はよろしく申し上げます。

委員の皆様、北海道、室蘭市の皆様におかれましては、J E S C OのP C B処理事業につきまして、日頃からの多大なご指導とご協力を賜りまして、心より御礼を申し上げます。

北海道・東京事業エリアの安定器等につきましては、今年度末で計画的処理完了期限を迎えます。本日の会議では、J E S C Oから令和7年度末までの事業終了に向けた進捗状況につきましてご説明させていただき予定としております。

また、竹澤局長からもお話がございましたけれども、昨日、環境省から室蘭市及び北海道に対して、今年度で事業を終了する予定の北九州・大阪・豊田事業エリアで、令和6年度以降、今後新たに高濃度P C B廃棄物が発見された場合に、苦渋のお願いではあるのですが、令和7年度末までの間、受入れ可能な範囲でJ E S C O北海道事業所での処理をお願いしたいという旨の要請をさせていただきました。

本日、その経緯や要請の内容につきまして、お時間をいただきまして、ご報告をさせていただければと思います。

環境省としては、関係者の皆様と連携をして、P C Bの廃棄物の処理が一日も早く進むように全力で取り組んでいきたいと思っております。

本日の会議で、皆様からご意見を賜りまして、北海道のP C B処理事業の安全の確保のさらなる徹底、また、早期処理の推進につなげていきたいと思っておりますので、どうかよろしくをお願いしたいと思います。

【事務局・久保課長】

ありがとうございました。

それでは、議事に入らせていただきます。

ここからの進行は、船水座長をお願いしたいと思います。

船水座長、よろしくをお願いいたします。

2. 議 事

【船水座長】

それでは、よろしく申し上げます。

今日、議事が3件と（4）その他となっていますが、先ほどお話がありましたように、国からの要請の件に関しては、その他で、ある程度きちんと時間を取って説明を受け、ご質問やご意見等があれば伺う機会を持ちたいと思いますので、議事の（1）（2）（3）をなるべくペースアップして進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

それではまず、議事（1）前回第59回の議事録についてでございます。

資料1-1ですが、何かお気づきの点がございましたでしょうか。

（意見を申し出る者なし）

【船水座長】

この場で了承したいというふうに思いますが、よろしゅうございますか。

（意見を申し出る者なし）

【船水座長】

ありがとうございます。

前々回の第58回の議事録について、前回、こういうふうにお伺いしたときに、訂正してほしい旨の意見をいただいておりますので、資料1-2のように訂正をすることもご了解いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

（意見を申し出る者なし）

【船水座長】

それでは、第58回の議事録についても、資料1-2のとおり訂正をさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

それでは、議事（2）北海道の処理事業の進捗状況等についてでございます。

まず最初に、JESCOからご説明いただきます。よろしく申し上げます。

【JESCO・松本所長】

JESCO北海道事業所の松本です。

まず、JESCOから資料2-1から2-5まで説明させていただきます。

まず、資料2-1をご確認ください。

全国5か所の事業の現況になります。

こちらの資料は、前回の報告から追記した事項はございませんので、説明は省略させていただきます。

続きまして、資料2-2をご確認ください。

北海道事業の進捗状況となります。

こちら、9ページ目から10ページ目に最新の情報を追記してございます。

前回の7月26日の監視円卓会議以降の内容となります。

この中で、9ページ目、8月4日にトラブルを発生させております。10ページ目、10月20日にも対応する区分に該当するトラブルを発生させてしまっております。大変申し訳ありませんでした。

この2件につきましては、後ほど、また別の資料でご報告させていただきます。

資料2-2は以上となります。

続きまして、資料2-3をご確認ください。

稼働状況の資料となります。

まず、1ページ目の当初施設の受入れの状況の表となります。

以下、数値に関しては、今年10月末までの集計となっております。

2ページ目は、当初施設の処理状況の表となります。

表の一番下に進捗率を示しております。変圧器で99.8%、コンデンサーで同じく99.8%と、かなり処理が進んできている状況でございます。

次に、右側の3ページ目となります。

変圧器、コンデンサーのこの1年間、各月ごとの処理台数と重量のグラフとなります。

4ページ目は、PCB油を処理した量の実績となります。

5ページ目は、鉄や銅などの有価物の払い出し実績、6ページ目は、産業廃棄物としての払い出し実績となります。

7ページ目は、無害化認定施設への払い出し実績となっております。

8ページ目からは増設施設となります。

8ページ目が受入れの状況ですが、道内と道外で15県と1都3県に分けて記載しております。

9ページ目が処理実績となります。

下のほうの小さな表をご確認ください。

1道15県と1都3県に分けて進捗率をまとめております。1道15県においては99.3%、1都3県においては87.2%、合計で92.3%という実績になってございます。

10ページ目の上のグラフが、この1年間の増設施設での各月ごとの処理量のグラフ、その下が産業廃棄物の払い出し実績となります。いずれにしても、処理は順調に進めているところでございます。

続きまして、資料2-4となります。

【JESCO・小林課長】

JESCO安全対策課の小林と申します。

私から、資料2-4と資料2-5について報告いたします。

まず、資料2-4のトラブル事象等についてです。

トラブル事象につきましては、前回の監視円卓会議から2件発生しております。

まず、1件目に関しましては、8月4日に増設施設の方で協力会社作業員が固形物処理室5の床面清掃後に熱中症を発症したという事象となっております。

もう一件は、当初施設です。

第2蒸留塔供給槽オートストレーナ液張中、エア抜きベントに接続したブレードホースからの第2再生溶剤漏えいです。こちらに関しましては、後ほど別添資料を用いまして詳細に報告させていただきます。

次に、2の不具合事象等の公表件数について報告させていただきます。

前回、7月26日以降ですが、令和5年の6月から10月31日までの間に関しまして、不具合事象に関しましては、合計で当初施設は10件、増設施設は10件という状況でした。また、不具合事象未満に関しましては、当初施設は0件、増設施設は10件という状況でした。

次に、トラブルの報告をさせていただきます。添付1の資料になります。

こちらは増設施設の方で発生しました協力会社作業員の固形物処理室5の床面清掃後に熱中症を発症した事象となります。

発生日時は、8月4日の11時頃となっております。発生場所は、増設施設の男子ロッカー室であります。

概要といたしましては、設備保全委託会社さんの作業員Aが、増設施設5階にあります固形物処理室5で固形物貯留槽の固形物閉塞除去作業に伴い、飛散した固形物の清掃後、1階男子ロッカー室で着替え中に立ちくらみを起こしたという事象です。

こちらの方は、診療所で診察を受けまして、熱中症と診断されております。翌営業日の8月7日月曜日に出社しまして、事務作業及び設備日常点検に従事いたしております。

なお、この事象が発生した当日の詳細な作業内容等につきましては、表1に記載させていただきます。

こちらの事象の発生原因ですが、三つ要因として挙げております。

まず一つ目は、作業場所の室温が40℃ぐらいあり高かったということが1点です。

また、こちらの作業に伴って粉塵が舞いますので、化学防護服を着用していただきました。こちらの防護服を着用した作業であったことも原因の一つだと考えております。

三つ目は、作業員Aさんが行っていた床面清掃自体ですが、こちらの作業は同じ作業の中では必ずしも身体的負荷が大きい作業ではなかったのですが、例年になく室蘭市内の気温が高い日が続いたことによる健康管理の困難さも要因の一つとして推測しております。

裏面の図1をご参照ください。

こちらは、室蘭市における3か年のその月に発生した最高温度の棒グラフの表です。ま

た、その月の平均温度が折れ線グラフになります。

こちらを参照していただきますと、グレーの折れ線グラフが令和5年の平均気温になりますが、例年に比べてかなり高かったことから、先ほどのような推測をしております。

こちらの再発防止対策として、大きく分けて三つ行っております。

まず、応急措置として、JESCOの安全対策課員により、こちらの設備保全委託会社さんの管理監督者に対して熱中症予防に関する教育を行っております。

また、被災者が出ました設備保全委託会社さんでは三つの対策を立てていただいております。まず一つは熱中症に関する教育、もう一つは今回の作業以外に熱中症リスクを伴う作業がないかどうか洗い出しを行ってもらっております。また、熱中症予防対策用のウェアラブルセンサーの導入について、現在、検討を進めていただいております。

また、JESCOと運転会社さんに対して次の項目を水平展開しております。

まず一つ目は、暑熱順化、予防対策の内容を含みます熱中症に関する教育を実施しました。もう一つは、操業に関する作業の中で特に熱中症リスクの高い作業につきまして、熱中症予防対策用ウェアラブルセンサーを買いまして、今、テストをしていただいている最中です。こちらの事象につきましては以上となります。

次に、添付2をご参照ください。

当初施設で発生した第2蒸留塔供給槽オートストレーナ液張中、エア抜ベントに接続したブレードホースからの第2再生溶剤漏えいの件になります。

発生日時は、10月20日14時15分頃に発生しております。

発生場所は、当初施設の蒸留エリア（管理区域レベル1）の場所です。

事象の概要としましては、こちらの作業内容として、定期点検で止めていました設備の立ち上げのため、第2蒸留塔供給槽の固液分離器と連結したオートストレーナへの液張り作業を行っておりました。作業に当たっていた作業員は3名おります。まず作業員Aとして今回の作業経験が1回の者、作業員Bとして本作業に関しては未経験でOJTの対象者となっていた者、作業員Cとして業務経験10年という作業員3名で行っておりました。

まず最初に、第2蒸留塔を行う前に第1蒸留塔供給槽の固液分離器及びオートストレーナの液張り作業につきまして、実地説明を行いながら1人で作業をいたしまして、先ほどの未経験者の作業員に対してOJT教育を行っておりました。作業員Aは、1回経験がある方ですが、OJTの様子を見ていたという状況です。その後、第2蒸留塔供給槽の固液分離器及びオートストレーナの液張り作業を開始しております。

こちらでの役割としましては、作業Aは固液分離器だけの液張り作業、作業員Bはオートストレーナへの液張り作業、作業員CはOJTと現場指揮を行っておりました。

資料2をご参照いただきますと、作業内容等が少し詳細に載っております。

資料2の左側が想定していた作業になります。まず上の部分です。

作業員AがV-1部分のバルブを開けまして、固液分離器にサイトグラスをのぞきながら液を張っていきます。こちらは、ある程度の量になってきますと、V-2を通しまして

左側のオートストレーナに液が移っていきます。液が移る辺りで作業員AはV-1の弁を閉じて作業終了となります。

その下に行きます。

次に、作業員Bのオートストレーナへの液張り作業になります。こちらの方は、固液分離器に液が張りましたら、V-3の弁を開けまして、オートストレーナに液を張っていきます。オートストレーナが満液になりますと、V-4からちよろちよろと液が出てきますので、その時点においてV-3の弁を閉めて液張り作業が終了という作業方法を想定していました。

右側がトラブル発生時の状況です。

まず、作業員AがV-1の弁を開けて固液分離器に液を張っていきます。

V-2の連結した管のところで止めるつもりでしたが、こちらの固液分離器の液が満液になっていないと思い込みまして、そのまま固液分離器に液を送液していた状況です。そうしますと、V-2を通してオートストレーナのほうにどンドン液が溜まりまして、V-4から液が流れ出て、下のほうに受け器を置いていたのですが、こちらが外れて液が漏えいしたという事象になります。

漏えいの状況に関しましては、床面に約2メートル掛ける1メートルぐらいの広さに広がっております。漏えい量としては12.8リットル程度、漏えい液のPCB濃度は0.013ミリグラム／キログラムという状況でした。

こちらの事象に関する発生原因ですが、このような状況が発生した原因は二つ考えております。

まず、直前に第1蒸留塔供給槽の固液分離器及びオートストレーナでOJT教育を実施していましたが、作業方法及び注意点などを作業員AとBに十分に認識させなかったことが1点です。もう一点は、現場指揮を行っていた作業員Cは、直前にOJT教育を行っていたので任せても大丈夫と思い、関係者と液張り作業後の作業について打合せを行っていたため、現場指揮を適正に行っていなかったと考えております。

こちらに関しまして、再発防止対策を立案しております。

まず、原因①に関することとして二つです。

オートストレーナ液張り作業の方法を見直しました。

見直した方法に関して動画を撮影しましてOJT教育の教材といたしております。また、年次点検など設備停止後の再稼働をさせるための作業を行う前には、非定常作業に関する打合せを実施することにいたしました。

また、OJTに関する発生原因に関しましては、対策として2点を立案しております。

1点目は、運転会社さんに従事する職員を対象にOJTの実施方法に関する教育を行っております。こちらは、欠席者に対しましても、全ての方のフォローが終わりまして、教育済みとなっております。

また、運転会社さんの現場を指揮・監督者の能力向上教育を計画しております。こちら

は、内容を6回に分けまして、2か月に1回、1年の継続教育として行っていきたくと思っています。来年1月からこちらの方を実施予定としております。また、水平展開として、PCB処理事業の重要性に関する意識向上教育を実施いたしました。

トラブルに関しての報告は以上となります。

次に、資料2-5令和5年度総合防災訓練の実施結果について報告いたします。

今年度9月13日の水曜日10時から11時15分の間に総合防災訓練を実施しております。

参加人員は、JESCO、運転会社のMEPS、あと工事関係者の合計276名が参加しております。そのほか、公設消防隊にもご参加いただいております。訓練結果としましては、JESCO、MEPS及びご参加いただきました室蘭市消防本部の連携の下、予定された訓練項目を滞りなく行い、総合的な防災活動が実施できると考えております。主な反省点は三つとなっております。まず、訓練については全体を通してスムーズに行えたということです。もう一点は、テーブル上に設置した施設平面図の欄外に発生事象を時系列に記載していましたが、発生した場所に書いたほうが分かりやすいということで、今後はこのように変更します。最後に、訓練エリア内に駐車されていたバイクや自転車がありましたので、来年には訓練エリア外に移動することが必要というふうに反省点が出ております。別添資料に当日の写真資料を載せておりますので、ご参照ください。

以上、資料2-5についての報告を終わります。

【船水座長】

どうもありがとうございました。

それではまず、ここまでの資料2-1から2-5での説明について、ご質問等がありましたらお願いします。

【〇〇委員】

分かりづらいものですから教えていただきたいのですが、例えば、資料2-1ですが、北海道事業所のことで言いますと、一番最後に、令和5年3月31日で当初施設の計画的処理完了期限終了となっておりますし、同年の3月31日で増設施設の処分期間終了となっているわけですが、現実には現在も稼働しているわけですね。ですから、この辺の日にちの捉え方といいますか、それはどんなふうに考えたらいいのか教えていただきたいと思えます。

【JESCO・松本所長】

ありがとうございます。

計画的処理完了期限と処分期間というのは、今、国が各廃棄物を処理する期限という形で少し前に特別措置法を改正したときに新たに設けた規準です。各事業所とも、全部の事

業にこの期限があるのですけれども、基本的には計画的処理完了期限がP C B廃棄物の処理を終える期限となっておりまして、その処分期間というのはその期限の1年前、基本的には処分期間までに各保管者の方々がJESCOに対して委託契約を結んでいただく、処理、契約を促進するという目的で、法を改正したときに改めて設けられた期限です。したがって、それ以降の計画的処理完了期限と処分期間を一つの目安として各事業所とも処理を進めてきた、また、営業活動においては処分期間内になんとか契約をお願いしますという形で各保管者と折衝してきております。当然ながら、この期限を過ぎて今も処理しているという点に関しては、計画的処理完了期限が終わった後、事業終了準備期間もまた特措法で定義されておりまして、この期間は基本的には処理を終えているという位置づけではあるのですけれども、どうしても期限が終わってから見つかったもの等を処理する期間と、その事業終了に向けていろいろな準備をするという期間に定義づけられておりまして、今、北海道事業も含めて各事業とも、その事業終了準備期間でまだ残っている対象物を処理させていただいているという位置づけです。

【〇〇委員】

今のお話でいきますと、増設施設処分期間の終了が令和5年の3月31日になっていますけれども、例えば、1年前に実際は終わりたいということのようですが、それであれば、来年の3月31日で終わることになるわけですけれども、そうではないということですね。これは、北九州も豊田も大阪も東京も全てにおいて処分期間終了というものを設定していると思うのですが、実際には、先ほど冒頭に環境省から説明がございましたように、北九州と豊田と大阪は来年の3月で終わりますよと、東京都と北海道についてはその先になりますよということですね。ですから、法律的というか、条文かなにかで延ばしてもいいとか、こういうふうに決定しますとか、こういうふうに変更しましたという書き方にしないと、なかなか理解できないと思います。

今申し上げたように、これでいきますと本当は北九州も豊田も大阪も全て終わっていることになってしまうのではないかと。しかし、実際は3事業所とも来年の3月で処理が終わるということなのではないでしょうか。そこも含めて、それぞれの事業が実際に終了する時期を確認させていただきたいと思います。

【船水座長】

それでは、環境省からお話ししたほうがいいですか。JESCOでもどちらでも構いませんが、今のお話は、事業終了準備期間ということも含めてご説明をいただいたほうがいいと思います。

【環境省・松田課長】

今、〇〇委員からのご指摘があった件について、それぞれの事業所が五つあるわけです

けれども、5つの事業所のうち、北九州につきましては、安定器と汚染物を処理するためのプラズマ炉と、変圧器、コンデンサー等を処理する施設という二つの施設があったのですけれども、変圧器・コンデンサー等につきましては、平成30年度で事業を終了しています。安定器と汚染物のプラズマ炉につきましては、今年度で事業終了準備期間を活用した処理を終わるということで、これまで北九州市とのやり取り、また、監視会議等での地元のご意見もございまして、2度の処理期間の延長させていただいた際に、プラズマ炉の処理につきましては今年度で終わりにしていただきたいという受入条件がございまして、北九州のプラズマ炉は今年度で終了せざるを得ないという状況にあります。

大阪と豊田ですが、豊田事業については、令和5年3月31日で計画的処理完了期限が終了し、今は事業終了準備期間を活用した処理を行っておりますが、変圧器・コンデンサー等につきましては、順調に掘り起こしを行いまして、登録されているものはほぼ処理が完了しております。もともと市街地に処理施設があるということもあり、地元からの強い要望もありまして、今年度末で変圧器・コンデンサー等の処理事業を終わらせるようお願いしたいという要望がございまして、豊田事業エリアについては、今年度で処理を終わらざるを得ないということになっております。

また、大阪事業エリアにつきましては、計画的処理完了期限が令和4年3月31日であり、今、事業終了準備期間を活用した形で変圧器・コンデンサー等の処理をさせていただいています。こちらについても、豊田事業エリアと同様に、順調に登録されているものの処理が進んでおりまして、ほぼ処理が終わっている段階にあります。地元の大阪市のほうからも、今年度で事業の終了してほしいというお話もございまして、今年度末で事業を終了せざるを得ない状況にございます。

東京事業エリアにつきましては、令和5年3月31日末に計画的処理完了期限終了を迎え、事業終了準備期間を令和7年度までとなっておりまして、令和7年度まで処理事業を継続するという方向で、東京都さんともお話をさせていただいております。

北海道は、今、どうなっているかと申しますと、当初施設と増設施設があります。当初施設の方は化学処理のほうで変圧器とコンデンサーですけれども、先ほどJESCOの説明にあったとおり、令和5年3月31日が計画的処理完了期限であって、既に終了しているのですが、今、事業終了準備期間を活用した形で処理を進めさせていただいております。

また、増設施設については、今、ここに書いてある処分期間までですけれども、来年の3月31日が計画的処理完了期限となります。計画的処理完了期限は到来していないのでこの資料には書いていないのですが、来年の3月31日です。

事業終了準備期間末が令和7年度末までとなっておりますので、この期間に残されたものが出てきた場合は処理をさせていただくということです。

それぞれ五つの事業エリアについて、事業終了準備期間の活用ということをこちらに記載していないという部分が分かりにくくさせているところはあるのですが、今、口頭でお話をしたとおりです。

【〇〇委員】

そうしますと、各事業所から準備期間を利用して、1年延ばしたいとか、来年度で終了したいという要請があった場合に、じかに環境省さんとやり取りをして、そこで決定してしまうということなののでしょうか。もしくは、それに関わる条例等があって、そういうものに則してやっているのでしょうか。その辺をお伺いしたいです。

【環境省・松田課長】

計画的処理完了期限が終了した後の事業終了準備期間の活用につきましては、事業終了準備期間はもともと設定されているのですけれども、どれぐらいの期間で処理をするかという点について、それぞれの立地自治体の皆様と協議をしながら決めてきた経緯があります。

また、自治体さんと協議した後に、住民説明会や、場合によっては市民を代表する議会の協議会等を通じて説明させていただいて、事業終了準備期間をどの程度活用するかということを決めていただいて、受入れ条件について承った上で、処理を進めさせていただいているという状況です。

【船水座長】

ほかにいかがでしょうか。

【〇〇委員】

室蘭の増設施設の話ですが、登録重量がずっと増えていますね。例えば、22年の3月で登録重量が6,319トンで、今度のものを見ましたら6,374トンということで、50トンくらい増えているのですけれども、これはこの期間に受け入れているということですか。処理しているわけではなくて、登録重量が増えているわけですから、この期間も受け入れていると考えてよいですか。

【JESCO・松本所長】

9ページ目の下の1都3県の登録重量6,374トンの数字についてかと思いますが、前回の報告よりも数字が増えているということですね。

【〇〇委員】

はい。

【JESCO・松本所長】

これは、前回の報告のときに締めた時点から10月末の時点までで数十トンが新たな登

録として増えたということは事実でございます。

【〇〇委員】

それも受け入れたということですか。

【JESCO・松本所長】

その増えた分が、そのままこの間に処理したかどうかはリンクしていません。

【〇〇委員】

いやいや、そうではなくて、受け入れたということですね。つまり、処理しているという問題を今聞いているわけではなて、登録が増えるというのは、受け入れているということですね。

【JESCO・松本所長】

JESCO登録者ということで、そういう対象になったという認識で結構です。

【〇〇委員】

それで、いつまで受け入れるつもりですか。

【JESCO・松本所長】

今の受入れというのは、登録という意味でしょうか。

【〇〇委員】

そうです。

【JESCO・松本所長】

先ほども言いましたけれども、事業終了準備間の令和7年度末まではこの事業所で処理をさせていただくと。その間に、間違いなくJESCOの処理対象物として見つかったものは、速やかに手続をして早期に処理をするという動きをさせていただきたいと思っています。

【〇〇委員】

いや、決まったもので、2026年を超えて処理をするわけではないわけでしょう。そうすると、どこかで打ち切ってきちんと体制を組まないといかんと思うのですよ。そうすると、いつ打ち切るのかという決まりを討論しているかどうかです。最後の3月31日まで受け入れたら処理できないわけでしょう。いつまで受け入れるかということ聞いてい

るわけです。

【環境省・松田課長】

環境省からお答えさせていただきます。北九州・大阪・豊田の事業エリアについては、今年度で事業を終了するというのですが、それぞれの事業エリアにおいて搬入するタイミングをいつまでにするかということ、J E S C O、立地自治体とも調整しながら、例えば北九州市の施設については、11月15日までにJ E S C Oに登録してほしいということで期限を設けまして、それ以降に出てきたものについては、今は保管をお願いしているところです。

今後、室蘭での事業についても、令和7年度末が期限ですので、後ほどもお話をさせていただきますが、期限の延長はせずに、その期間の間に処理をしていくということでありますので、今後、登録期限の設定をしていくことになっていくだろうと思います。

【〇〇委員】

大阪、豊田の11月15日というのは、ネットでも調べましたので、分かっております。しかし、室蘭の昨日のテレビのニュースを見たら、頼みに来ているわけでしょう。そういうふうなちゃんとした計画を持ってなくて、適当な時期に、いつ打ち切るかということはまだ決まってないわけですね。いつ打ち切るかというのが決まっていますか。

【環境省・松田課長】

室蘭事業所につきましては、登録期限は現時点で決まっておられません。一方で、先ほどお話をしたとおり、令和7年度末までの処理期限というのは我々も当然認識していますので、その約束はしっかり守らせていただきます。その上で、登録期限をいつにするかという点については、室蘭市さん、北海道さん、J E S C Oとも相談をしながら今後設定していくことになるというふうに思います。

【〇〇委員】

決まっていないということで受け取りました。

【船水座長】

そういうことです。

早い時期に、いつ頃までに決めるか、いつまでかが決まっていないことがこの円卓会議で分かりましたので、いつまでに決めるかですね。いつまでに決めるタイミングまでに、何年の何月何日ですよということも円卓会議でお話しいただくようによろしく願います。

ほかにかがですか。

【〇〇委員】

トラブル事象に関しまして、少し質問とコメントをさせていただければと思います。

まず1点目は、協力会社の作業員が熱中症を起こされたということで、大事に至らずによかったなと思います。一方で、気候変動と温暖化が非常に進む中、今後ますます暑さの問題というのは様々な形で出てくるのかなと予想しております。再発の防止対策としては挙げていただいておりますけれども、例えば、環境の現場の測定として、WBGT等の暑熱環境を測定するという計画はあるのかどうかは1点と、例えば現場で倒れてしまったり動けなくなってしまったりのために、今回のことも含めて、作業人数の体制等に関して対策が取られていればということです。

2点目は、溶剤が漏れてしまったということですが、こちらも適切に対処されているということで問題ないと思います。一応、漏れたものに関して回収作業から液量を記載していただいておりますが、恐らくPCBを含む液ということになるとと思いますので、適切に処理されたということをつけ加えていただけるとよいと思いました。

以上の2点です。

【JESCO・小林課長】

ご質問をありがとうございます。

まず、熱中症に関するご質問からお答えさせていただきます。

まず、WBGT計に関しましては、この事象が起こりまして、室温が上がりそうなところにはWBGT計を新たに配置させていただいております。

また、作業の体制その他に関してはなのですが、今回の作業は、粉塵が舞うような作業でしたので、スポットクーラーがちょっと使えない状況であったため、今回の作業時間は20分程度の短い時間という作業管理のほうで配慮していたのですが、十分ではなかったかなと考えております。

あとは、漏えいの関係で回収した資材はウエス等を使っておりますが、そちらは運転廃棄物として適正な処理をさせていただいております。

【船水座長】

よろしいでしょうか。

【〇〇委員】

どうもありがとうございます。

化学防護服を着用してということになりますので、脱ぎ着の大変さとかを考えると、作業員が多少無理をしてしまうという状況もあり得るかと思います。今後、そういった点も含めて、健康を守っていけるようになるかと思っております。

【船水座長】

ほかにいかがでしょうか。

【〇〇委員】

今のご質問で、化学防護服がちょっと分からなくてね。私が関連しているところで化学防護服を着て作業をしている会社があるのですけれども、この場合は、石綿という問題があるので、酸素は後ろから供給しているのです。つまり、頭から完全に防護する形になっています。

ここは、そうではなくて、今のお話だと、粉塵が舞うということがあって、そのほかに服を着ているということは、PCBが空気中あるいは扱うものに入っていることを前提にしているのだけれども、酸素の供給ということは配慮されてないということでしょうね。

実際に、石綿などの場合も作業時間を15分くらい刻みで交代させていると伺っていますが、その辺はそこまでやる必要はないという判断でやっているのかなということですか。熱中症という問題で表面化したのですけれども、もっと根本的に考えていけば、働いている人の健康も守っていくという点でいけば、今のやり方で十分なのかどうかは私は分からないので、質問したいと思います。

【JESCO・小林課長】

ご質問をありがとうございます。

今回の粉塵作業に関しましては、保護具が適正なものかというお話かと思えます。こちらに関しましては、まず、呼吸のマスクですが、防毒防塵マスクを使わせていただいております。これに関しては、これで十分だと思っています。舞っている粉塵ですが、PCBがない卒業判定に合格したものと考えておりますので、PCBによる影響はほとんどないと認識しております。

また、粉塵が舞いますので、普通の作業着ですと、ほかのエリアにも粉塵が舞いますので、保護具として化学防護服を着ております。目に関しましては、保護眼鏡をつけて、頭にはヘルメットということで作業をしていただきまして、保護具としては十分な体制だったのではないかと考えております。

【船水座長】

ほかにいかがでしょうか。

【〇〇委員】

資料2-4でちょっと気になったのは、作業環境の測定結果の漏えい液中のPCB濃度が0.013ミリグラム／キログラムとあるのですけれども、気にするのは作業員に影響

があったのかどうかで、そのときの環境が通常管理しているレベルからほとんど上がらないでそういう環境でやったかということは重要だと思うので、できればこの数字の横に、平均的に扱っているものの濃度と平均的な作業環境の濃度で著しく上がってない、だから安全だという認識だと思うのですが、それが2倍になっているというケースだと、健康調査をしていただくということだと思うので、濃度を書いていただいているところに比較できるものを書いていただくといいと思います。これは意見です。

【船水座長】

その件についてはよろしくお願ひします。もし次回にでも補足していただければそうならお願ひします。

それでは、この議事で北海道庁からの説明が残っていますので、お願ひします。

【事務局・内山主事】

北海道庁の内山です。

それでは、資料2-6及び資料2-7に基づき、モニタリング結果と立入検査の状況についてご説明いたします。

まず、資料2-6モニタリング結果をご覧ください。

第59回円卓会議において、その時点で結果が判明しているものについてはご報告させていただきましたので、それ以降のデータについてご報告いたします。

1 ページ目は、道・市実施分の周辺地域環境のモニタリング結果です。

5月以降は追記したデータとなりますが、いずれの項目も環境基準値等をクリアしております。

2 ページ目は、JESCO実施分の周辺地域環境のモニタリング結果です。

5月以降が追記したデータとなりますが、こちらも環境基準値等をクリアしてございます。

3 ページ及び4 ページ目は、排気、排水に係るモニタリング結果です。

3 ページ目の当初施設（道実施分）は5月以降、当初施設（JESCO実施分）は6月以降のデータを追記しております。

そして、次の4 ページ目については、増設施設（JESCO実施）は8月以降のデータを追記しております。いずれの項目も排出管理目標値をクリアしております。

次の5 ページ目は、ボイラーの排ガスや騒音、振動に係るモニタリング結果についても、いずれも排出管理目標値をクリアしております。

最後の6 ページ目は、生活排水を処理する浄化槽からの排水のモニタリング結果となりますが、こちらも全て排出管理目標値をクリアしております。

続いて、資料2-7立入検査実施状況をご覧ください。

第59回では、令和5年7月10日に実施した立入検査までご報告させていただきました。

たので、それ以降に実施した立入検査についてまとめてございます。

一番上の８月に実施したものは、廃棄物処理法に基づく立入検査を実施したものであり、特に指摘事項はなしとなっております。続く１０月３１日に実施した立入検査は、先ほどＪＥＳＣＯから報告のあった１０月２０日に発生した当初施設の第２蒸留塔供給槽からの再生溶剤漏出に係る状況を確認したものであり、改善策の検討及び実施を指示しております。そして、１１月２１日及び１１月２８日に実施した立入検査につきましては、排出モニタリングの実施に合わせて、協定及び廃棄物処理法に基づく立入検査を実施しており、いずれも特に指摘事項なしとなっております。

以上、モニタリング結果と立入検査の結果についてご報告いたしました。

【船水座長】

ありがとうございます。

何かご質問ありますか。

(意見を申し出る者なし)

【船水座長】

それでは、二つ目の議事を終わります。

三つ目は、これまでのこの会議でいろいろ質問等をいただいた件についての回答ということですが、今日は４件あります。よろしくお願いします。

ただ、その他の時間をある程度まとまって取りたいという座長の気持ちがありますので、説明は短くしていただくことをお願いします。

まず、一つ目の資料３－１の水銀対策についてお願いします。

【ＪＥＳＣＯ・小林課長】

資料３－１に基づきまして増設施設における水銀対策について報告いたします。

前回までのまとめになりますが、今年の２月に実施いたしました排出源モニタリングで、基準超過にはならないけれども、高い測定値が得られたという事象に関してです。

再発防止対策（１）から（５）までご報告いたしました。緑字で書いてあります（１）③（２）（３）（５）に関しましては、前回報告で協議中または準備中となっておりますので、こちらについて報告いたします。

次のページに行きます。

まず、再発防止対策として、（１）③北海道と協議し実施した事項についてです。

こちらは、２件実施いたしました。

１件目は、７月３１日に北海道から関係都県市に対しまして、水銀廃棄物等の混入防止の依頼文書を発出していただきました。二つ目は、８月３１日に、第５２回広域協議会席

上で、北海道より上記文書の説明及び再度の要請を実施していただいております。

次に、再発防止対策（２）吹き込み活性炭の変更です。

こちらは、１０月２６日に変更して使用を開始しております。下に変更前と変更後の排ガス中に含まれる水銀濃度について表にしてありますが、変更前からかなり低い値でありましたので、新しい吹き込み活性炭に関しても、従来品と同等以上の性能ということで考えております。

次のページに行きます。

再発防止対策（３）セーフティネット活性炭の交換基準に関してです。

こちらの活性炭の交換基準ですが、活性炭に含まれます水銀濃度が１５ミリグラム／キログラムの付近まで上昇したら活性炭の交換を手配するというので今後進めさせていただきたいと考えております。

次のページに行きます。

（５）として、排出管理目標値を超過したときの対処方法を整理しました。

下に記載させていただきましたフロー図に基づきまして、今後も同様の事象が発生した場合に対処していきたいと考えております。

最後のページは、前回報告した分も含めて、五つの対策に関してまとめたものとなっております。

資料３－１に関しましては、以上になります。

【船水座長】

どうもありがとうございます。

今、五つの対策について、実施状況も含めてご説明いただきましたが、いかがでしょうか。

【〇〇委員】

ありがとうございました。

ごみ焼却施設でもなかなか難しい問題で、ピンポイントで水銀が入ったものが、ボタン型電池も入ってしまうと超過してなかなか対策が難しいと思います。

先ほど道庁からご報告いただいた資料２－６で、プラズマ排気の水銀濃度の数字が入っていて、５０マイクログラム／ノルマル立米という基準で、それをぎりぎり超えていたというのだと思うのですが、今回のモニタリングの検出下限値は一般的に０．０３くらいですが、下限値という数字は書いてなかったと思うのですけれども、かなり低いデータです。ただ、その下に括弧をして０．０００９という数字が書いてあります。先ほど質問すればよかったのですが、水銀の検出下限値は、道庁の測定の場合は幾らなのでしょう。

結論から言うと、５０マイクログラム／ノルマル立米からはすごく低い状態で、常に大丈夫な状態になっていることは確認しましたが、後日のお答えでも結構です。

【JESCO・小林課長】

水銀の下限値に関しては、資料3-1で報告させていただきました酸素換算値になります。ですので、そのときの酸素の濃度によって少しぶれが出てきますが、大体0.003マイクログラム／ノルマル立米前後ではないかと考えています。今までいただいた報告からすると、その辺りになっていると考えております。

【〇〇委員】

先ほどちょっとお話したとおり、ちょっとポイントでぼんと上がることがあるので、ちょっとそれはもう起きたものはしょうがないのですけれども、ただ前段が少しずつ上がっているとかそういうトレンドがもしあったら注意していただくようにということで、これは意見です。お願いいたします。

【船水座長】

ほかはいかがですか。

(意見を申し出る者なし)

【船水座長】

よろしければ、二つ目に行きましょう。

資料3-2について、津波関連の話です。お願いします。

【JESCO・小林課長】

資料3-2に基づきまして、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程について報告させていただきます。

前回の報告で主なご意見を二ついただいております。まず一つは処理事業所の津波の想定高さなどを確認すること、もう一つは津波が発生した場合における事業所職員等の避難場所について報告すること、この2点について報告させていただきます。

まず、1点目は、北海道PCB処理事業所での津波による浸水の高さ等についてです。

事業所周辺の最大津波高さは、海岸線での高さで標高になりますが、5.4メートルと想定しております。また、最大波の到達時間は、海岸線への到達時間ですが、127分と想定しました。こちらの根拠ですが、令和3年4月19日に室蘭市のホームページに公表されました津波浸水想定区域図を用いまして、室蘭港内の代表的なポイント、そちらのデータを利用させていただいております。

ちなみに、右側の赤い丸が北海道PCB処理事業所の立地する位置となっております。

次に、北海道PCB処理事業所での津波による浸水の高さ等について②です。

事業所周辺の基準水位ですが、津波による浸水深に津波が建物と衝突したときのせり上がりを加えた水位のことを表します。こちらは、先ほどと異なりまして、地盤面からの高さとなりますが、1.1メートルから3.2メートルと想定しております。

こちらは、同じく令和3年7月19日の津波災害警戒区域の指定というデータのうち、津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書に先ほどの数値が出ておりますので、事業所周辺のちょうど丸をしたところになりますが、ここから数値を拾いまして、1.1メートルから3.2メートルと想定しました。

最後のページになります。

こちらは、津波が発生したときの事業所職員の避難場所についてですが、こちらは防災規程で指定しておりますけれども、当初施設に関しましては、2階の見学者ホール、3階の運転会社さんの休憩室、増設施設に関しましては、3階の見学者ホール、4階の運転会社さんの休憩室というふうに設定しております。

先ほどの最大津波高と基準水位、津波が来たときの建物に当たったせり上がりを加えた地盤面からの高さや建物の高さと比較した図を載せております。

資料3-2に関する報告は以上となります。

【船水座長】

ありがとうございました。

今のご説明に対して質問等はございますか。

【〇〇委員】

津波の到達時間は127分と想定していますが、これは室蘭港側からの想定ですか。室蘭は悪いことに津波が来る方向が二つあるのですね。太平洋側の鷺別・イタンキ方面から来る津波と、それからちょっと遅れて、噴火湾に入った津波は室蘭港のほうに入ってきます。このどちらを想定しているのですか。

【JESCO・小林課長】

ご質問にお答えする前に、一つ訂正をさせていただきます。

北海道PCB処理事業所での津波による浸水高さ等について、②津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書ですが、こちらの公表の日付は令和4年1月28日の間違いでした。こちらに訂正をお願いいたします。

イタンキから津波が来るのか、室蘭港のほうから津波が来るのか、どちらを想定しているかというご質問ですが、こちらは室蘭港のほうから津波が来ると想定しております。

【船水座長】

ほかにいかがでしょうか。

【〇〇委員】

今のお話を聞くと、港内から想定しているということでした。これは以前にも説明したと思うのだけれども、波が最初に来るのは太平洋だと思っております。それと、太平洋、イタンキ、鷺別、ちょうど栄高くらいのところは低いのです。前回も話したとおり、港内と太平洋を波が行き来する可能性もあるのではないかと心配しています。以前も事業施設のことを心配して話した記憶もあるのですけれども、その辺もちゃんとしっかり考えて話してほしいと思います。この間も、太平洋に先に来て港内に入ってきています。

【船水座長】

ありがとうございました。

今のは委員のご意見ですので、この点についてどうなのかということについては、次回に情報を整理してお話してください。よろしくお願いします。

【〇〇委員】

資料3-2の2ページは、処理事業所の場所しかでていない。できれば、範囲をもっと広くして設定してもらったら、より分かりやすいのではないかと思います。

【船水座長】

分かりました。ありがとうございます。よろしくお願いします。

よろしければ、三つ目の資料3-3に移りたいと思います。

資料3-3については、事前にやり取りをしていただいた記録に近いものと承知しております。

【北海道・吉岡課長補佐】

事務局の吉岡でございます。

私から説明させていただく内容は、前回の会議において橋本委員からございました福島県対策地域内廃棄物の処理に関するご質問となります。

この件につきましては、円卓会議での委員のご発言を事務局で整理させていただきまして、委員に書面でご確認、補足いただいたものを質問としてございます。その後、環境省とJESCOから回答をいただきまして、委員宛てに回答を行っておりますが、委員の皆様は会議資料を事前送付させていただいた後に再度の追加質問がございましたので、お手元の配付資料のほうには再質問を追加したものをお配りしております。

それでは、回答の概要についてご報告させていただきたいと思います。

質問としては、大きく三点ございました。

1点目は表面汚染密度の換算について、2点目は対策地域内のPCB廃棄物に係るJ E

S C Oの認識について、3点目は第56回会議での説明に関してのご質問となります。

まず一つ目の表面汚染密度の換算についてですが、この質問に関しましては、事務局が前回の会議資料を作成する際に、換算係数を2桁誤って記載したことが原因でございました。資料に記載して誤った換算計算では、委員がご指摘のとおり100分の1の結果となりますが、資料に記載の表面汚染密度の計算結果は正しい係数で計算されたもので記載内容に誤りはございませんでした。

この点について、橋本委員のご了解をいただいておりますが、ほかの委員の皆様にもご迷惑をおかけしました。誠に申し訳ありませんでした。また、追加質問Aの換算係数の出典についてですが、GM計数管の換算係数は、製造メーカーが機器効率等から独自に設定しているものでございまして、出典の論文は承知していないという回答をお伝えし、ご了解をいただいております。

追加質問Bは、GM計数管でガンマ線を測定する場合の換算係数についてでございます。こちらは、環境省からガンマ線に特化した換算係数はございませんという回答をいただいております。

次に、二つ目の質問でございます。

対策地域内廃棄物についてのJ E S C Oの認識についてですが、J E S C Oでは、放射線管理区域から非管理区域の物品持出しが可能な放射能レベルを下回っていることを確認できた、放射性物質としての規制を受けないP C B廃棄物であるといった環境省の説明を踏まえまして、通常の事業として受け入れたという回答をいただいております。

三つ目の質問は、第56回会議での説明内容についてでございます。

こちらは、福島県の対策地域外のP C B廃棄物についても、放射性物質が入っているとの説明があったというご質問がございました。事務局としましては、福島県から搬入されたP C B廃棄物の表面汚染密度はバックグラウンドと同程度であったと説明しておりまして、その趣旨としましては、通常、J E S C Oにおいて処理しているP C B廃棄物と同様に処理できることをお伝えしたものでございます。

こうした回答に対しまして、先ほどもご説明いたしましたが、橋本委員から追加質問がございましたので、資料の最後に添付させていただいております。

質問の内容については説明を省略させていただきたいと思いますが、この質問に関する回答につきましては、本日の会議までにご準備ができませんでしたので、後日、回答させていただくということで橋本委員のご了解をいただいているところでございます。

橋本委員のご質問に対する対応状況は以上となります。よろしく申し上げます。

【船水座長】

ありがとうございました。

そういうことで、橋本委員には大変申し訳ありませんが、この場ではまだ質問いただいたことについて回答が用意できていないということですので、今までも個別にやり取りが

あったと聞いておりますが、次の会議の席上で回答するということをご了解いただいてよろしいですか。

【〇〇委員】

はい。

【船水座長】

ありがとうございました。

それでは、この件について、ほかの皆様からご質問等がありますか。

【〇〇委員】

福島からも、指定地域以外にあるところについて、北海道事業所で測定していると書いてあって、かねがね思っていたのですけれども、それらは全て記録として取ってあるのですか。

僕らも J E S C O の人たちを信頼して物事を考えているのですけれども、もし具体的な問題になったときに、こうですよときちんと示すのが仕事だと思うのですが、それをお答え願えますか。

【J E S C O ・松本所長】

このときは、J E S C O で福島の対策地域以外のものを測定したのは事実でございますが、その記録は残しております。ただ、詳細の説明は改めて個別にさせていただきますけれども、このときの福島の対策地域内の廃棄物の受入れに関して、それ以外のものはどうだったかということ調べるためにスポット的に測ったものでございまして、そんなに入ってきている認識はありませんので、恒常的にいつも測っているものではございません。したがって、そのときに測った記録は残してございます。

【船水座長】

それでは、資料はありませんが、もう一件です。

前回の会議で河野委員からご質問ありました国内の P C B 油の処理状況について、環境審議会からご説明いただけると伺っています。よろしく申し上げます。

【環境省・切川課長補佐】

回答の説明をさせていただきます。

まず、J E S C O でこれまでに処理してきております変圧器・コンデンサー等の台数ですが、合計で 39 万 5 千台ほどとなっております。

こちらは、2001年にP C Bの特別措置法を制定した後、政府として2001年の7

月が法律に基づいて最初に変圧器、コンデンサーの台数を確認した日ですが、これが27万台となってございまして、これを大きく超える量となっています。自治体やJESCOの尽力により、かなり掘り起こしてきたということで、処理が済んでいると考えております。

PCBの国内流通量の5.4万トンという数字がPCB油の製造量としてございすけれども、このPCBは、電気機器の絶縁油や熱媒体、カーボン紙など様々な用途に用いられてございまして、1972年（昭和47年）に政府からPCBの製造会社に対して使用中止や回収等の指導を行って、PCBの製造業者等がPCBの無害化の処理や保管等がなされてきた状況です。このときに、製品寿命が長い電気機器の一部は製造後に海外で使用機器として輸出されたり、市場に出回った後に不要となったものに関しては、保管の指導がされるまでの間に処理されたものもあるのではないかと推察しておりまして、こちらがどの程度の量になるのかというところは推計を試みている状況です。まだ回答はできない状況でございす。

いずれにしましても、高濃度PCB廃棄物につきましては、自治体様及びJESCOのご尽力により、かなりの量が掘り起こされまして、JESCOで無害化できております。なので、引き続き低濃度PCBも含めて適正処理を進めていくことによりまして、国内のPCBの無害化が実現できると考えております。

【船水座長】

今の説明を聞いても、私もよく分からなかったです。

【〇〇委員】

私もよく分からなかったです。

前回お答えしていただくということだったので期待していたのは、口頭ではなくて、きちんとした文章で、なおかつ、私の質問の趣旨は、分母をどこに置くかということです。繰り返しになりますが、日本で製造されたものと輸入されたものの合計が、輸出したものもあるという今のお話もありましたけれども、結果として処理の対象になる原材料であるPCBが幾らあったかということです。今、お話があったのは、見つかったものを分母にしてパーセントで出すような考え方だと思いますが、それでは分からないのです。

というのは、私は全てを処理できるとは思っていないのです。例えば、廃棄物の適正処理の推進に関する検討委員会でも何度も検討されていますが、塗膜塗料といった回収することが不可能なものとか、他の委員からも話があったように、基準以下の濃度で使用されたものですね。処理の対象として外さなければならないものも現実的にあると思うのです。いまだに建物の表面にくっついているものもあると思うのです。そういうものも、PCBを出荷した時点で、どこに出荷したのかということは、昭和47年の時点で、当時は通産省なのかどうか私は分かりませんが、経産省が本来はきちんと把握している、ある

いは、会社に記録の保存をきちんと指示しているはずですが。そういうところから出発して、分母をはっきりさせて、本当に処理できないものもあると我々も認識している中で、どこまでやれるのか、やらなければならないのかがはっきりしないのです。そこを知りたいわけです。この後に出てくる話とも関連するのですが、可能な限り我々に分かりやすく文章にしてほしいのです。今の話では全然分かりません。

【船水座長】

そういうことで、次回までに文書を用意ください。数字の表をつくってくださいということです。それは難しい部分があることは当然です。ただ、国内での製造量は分かるでしょう。それがどうなっているか、難しいところがあることは承知ですが、分かっている範囲で整理をしてください。お願いします。

この件は次へ持ち越すということによろしいですか。

(意見を申し出る者なし)

【船水座長】

それでは、これで議事の三つ目を終わりたいと思います。

4時までに残り35分ありますので、この先、ほぼ40分ぐらいの目標で4時5分まで、その他についてご説明をいただいて、ご質問いただく時間とご意見をいただく時間に分けてやりたいと思います。できるだけ皆さんがご発言できるようにしたいと思っていますので、ご協力をよろしくお願いします。

では、(4)その他ということで、追加資料1について説明をお願いします。

【事務局・吉岡課長補佐】

道庁の吉岡でございます。

今後の北海道事業ということで、冒頭の北海道及び環境省の挨拶の中にもございましたけれども、昨日、環境省から北海道及び室蘭市に対して、令和5年度での北九州・大阪・豊田事業エリアでの受入れ終了後、新たに高濃度PCB廃棄物が発見された場合に、令和7年度末までの間、受入れ可能な範囲で北海道事業所で処理を行いたいという要請がございましたので、追加資料として添付させていただいております。

要請に至った経緯などにつきましては、環境省から説明をお願いしたいと思います。

【環境省・松田課長】

それでは、環境省から、今回要請するに至った経緯や要請内容、今後のスケジュールにつきましてご説明させていただきます。

まず事実関係として、昨日の13時に、環境省環境再生・資源循環局の角倉次長と私で

室蘭市役所にお邪魔しまして、青山市長と面会しております。

追加資料1にあるとおり、環境大臣名で室蘭市長宛てに今後の処理方針について要請をさせていただいています。

また、その後、札幌に向かいまして、北海道庁に行って、竹澤局長に北海道知事宛ての処理方針についての要請をさせていただいたところでございます。

この要請に至った経緯でございますけれども、高濃度PCB廃棄物はJESCOでしか処理ができません。また、先ほど山本委員からもご質問がございましたけれども、安定器・汚染物等については、処理ができるプラズマ炉が北九州市と室蘭にしかございません。一方で、先ほど私が少しお話しさせていただきましたけれども、北九州市から2度目の延長要請の際に、今年度までの処理の終了というのがその間の受入れ条件となっていることでもございまして、今もその点については当然変わっていないということで、今年度中での北九州でのプラズマ炉の処理を終了しなければいけないという事情でございます。

そうなってくると、安定器等の処理を進めていく上では、日本全国規模で室蘭のプラズマ炉しかないこととなります。また、変圧器・コンデンサー等については、今は四つの事業所で処理実施してきておりますが、大阪と豊田につきましては、先ほどお話しした経緯もございまして、事業エリアでの処理がほぼ完了の見込みであり、加えて、立地自治体から今年度中に処理を終了してほしいという要望もございまして、こちらも二つの事業所が今年度で処理を終了せざるを得ないということです。

残るは東京事業所と室蘭事業所の二つということですが、今後、新たに発生する高濃度PCB廃棄物については、照明器具用の安定器が多いのではないかと思います。例えば、廃屋の中にあるものが発見される場合もあり得るだろうと思います。

また、コンデンサーに関しても、例えば農業用ポンプに内蔵されている低圧コンデンサーというものが偶発的に発見されることも考えられるということです。こういった安定器やコンデンサーを安全かつ効率的に処理していくということであれば、室蘭事業所で一体的に処理するほうが望ましいのではないかと環境省として考えに至ったということでございます。

こういったことから、今般、要請に至ったというわけでございます。この要請文書の中にもございますけれども、室蘭のJESCOのPCB処理事業は、平成20年の処理開始以降、これまで約15年間にわたって処理を進めてきております。令和7年度末までの事業終了準備期間を活用したこの事業の実施に、まさに室蘭市地元の皆様、また監視円卓会議の委員の皆様のご理解をいただき、また、この円卓会議等を通じたPCBの処理事業の安全確保にご尽力いただいていることについては、改めて感謝を申し上げたいと思います。おかげさまで、全国でのPCB廃棄物処理については、五つの立地自治体のご理解とご協力を得まして、これまで変圧器とコンデンサーは約39万5千台、安全器は約6百万台もの処理を実施して非常に大きく進展してきたと考えております。

環境省では、PCB廃棄物の処理の完遂に向けて、自治体、JESCO、業界団体と連

携しながら掘り起こし調査もしつつ、テレビやウェブサイトやパンフレットを用いた広報、事業者向けの説明会の開催などに取り組んできていますし、今も進めてきているところです。

一方で、繰り返しになりますけれども、北九州・大阪・豊田事業エリアは今年度で事業を終了するというので、このエリアでの受入れ終了後に新たにPCB廃棄物が発見された場合には、苦渋のお願いですが、令和7年度末までの間、受入れ可能な範囲でJESCO北海道事業所での処理をお願いしたいということをご希望させていただきました。

今回、令和5年度末で事業を終了するエリアで新たに高濃度PCB廃棄物が見つかる場合の処理ということですが、これらのエリアでは最大限の処理を進めてきていまして、今後発見されるとしてもその量は僅かではないかと考えております。

このため、今の北海道事業所での処理計画に影響を与えるものではないと我々は考えております。また、今、そういった処理計画に影響はないということですので、これ以上の処理期限の延長は考えておりません。この点については、昨日も青山市長、北海道の竹澤局長にもお伝えさせていただいたところです。令和7年度末までに処理を完了できるように、我々も最大限取り組んでいきたいということをお話をさせていただきました。

今、西日本のエリアでPCB廃棄物が発生して、保管をお願いしているところでありまして、高濃度PCB廃棄物の処理を進めていくことで、保管されているものについても、万が一の飛散や漏えいによる健康影響の懸念の払拭、こういったものは進めていかなければいけないと思っています。そういう点でぜひご協力いただけないかと思っております。

我々としては、事業対象エリアの自治体や関係機関とも連携して、JESCO北海道事業の安全かつ確実な処理に取り組んでいくとともに、地域の皆様のご理解が得られるように丁寧に説明をしていきたいと思っております。

北九州・大阪・豊田事業エリアの高濃度PCB廃棄物の処理について、何とぞ北海道事業所で処理いただけるようにご理解とご協力をお願いして、追加資料の要請文書を手交させていただいたところでございます。

この点について、昨日、青山市長からは、現状では判断できない、この要請内容やその影響等について市民の皆様に理解いただけるように地元説明に全力を尽くしていただきたいというお話がございました。これについては、北海道さんも同様なお考えで、今後、市民の皆様への説明、市民を代表する議会議員の皆様への説明については、室蘭市さんとも相談させていただきながら、開催の仕方や方法、時期について詰めていければと思っております。

以上が、要請に至った経緯や要請内容、今後のスケジュールでございます。

【船水座長】

どうもありがとうございます。

最初にご質問をいただくことにしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

【〇〇委員】

第32回のPCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会の内容を読んでおりましたら、環境省から北海道エリアの安定器汚染物等に関して、令和6年3月の計画処理完了期限を迎えるということで、そちらに対して処分期間の終了を受けた対応に関わる基本的な通知を出していますということで、既に去年に環境省が出しているのです。室蘭は、昨日、環境省から受けたと言われましたけれども、ここの関わりはどうなりますか。

【環境省】

先ほどの事務連絡に関してですけれども、〇〇委員からご質問がありましたことと関係するのですが、PCB特措法の中で、処分期間と計画的処理完了期限とありまして、処分期間を迎えた後から行政代執行ができるという規定がPCB特措法にあります。処分期間を過ぎておりますので、行政代執行も含めての準備をお願いしたいという事務連絡させていただきます。

【〇〇委員】

室蘭市に聞きたいのですが、そういう話があるけれども、内容はどうかと聞いたら、一切答えられませんということでした。

今回のことについても、事前に新聞報道があったので、環境団体が内容について教えてくれと言っても答えられませんと。

PCBの基本計画の一番大事なところは、自分たちで書いているから分かると思うのですが、情報をきちんと住民に公開するということですね。住民の理解を得ることが非常に大事であると基本方針にはもう何回も書かれています。基本方針は変わりますがね。ところが、全然そういう形にはなっていません。これは意見になるからこれでやめますけれども、非常におかしいと思っております。

【船水座長】

ありがとうございます。

〇〇委員、どうぞ。

【〇〇委員】

先ほど、PCBの処理については、もともとストックホルム条約から始まって、世界的な問題であるという認識の中で、調べてみますと200か国くらいでこういった対応をしているということです。

したがって、我が国におきましても、特措法を施行して法令化して進めているという認

識です。この件について、室蘭の前は、例えば、東北や北陸等で事業所をつくることについて反対があった中で、室蘭市の場合は、市民との対話を何回も重ねてきまして、受け入れましょうということから始まって、北海道からの要請もあって、室蘭でこの事業を行うということになったわけでありまして、2008年に事業を開始したわけでありまして、言ってみれば、これは他人様のことでなくて、国民全体としてきちんとして処理しなければ駄目だという認識があって、そういった認識の中から……

【船水座長】

お願いですが、質問を最初にしていただいているですか。ご意見はまた述べていただくことにして、恐縮ですが、お願いします。

【〇〇委員】

この処理というのは、一つは出すほうの件で、どれだけの器材があって、なおかつ、それをしっかりと保管して、それから積み込みをして輸送するというのが出すほうの問題です。その出す方の場合、15県並びに首都圏でどの程度の重大なトラブルがあったのかどうか、そこが分かれば教えていただきたいのです。

ということは、今回、仮に西日本から受け入れるならば、私は出すほうの問題のほうがあるのではないのかと思っています。もちろん、先ほどの資料にございましたように、北海道事業所で重大な大気汚染があるとか、重大な施設の損壊あるとか、そういったことでなくて、比較的施設内で処理ができる、あるいは、けがをしたり、熱中症で倒れたりというようなことがありましたけれども、一般市民に対して大きな影響があったということではなかったと認識しております。

したがって、きちんと送ってさえいただければ、私は受入れは可能ではないかなというふうに思うわけでありまして、その辺は、当然、市民の方々のご理解をいただいた上でというふうに思いますので、まず、送る側、今までの例としてどの程度の件数でトラブルがあったのか、それを教えていただきたいです。

【船水座長】

輸送中のトラブルの件について、JESCOからお願いします。

【JESCO・熊井課長】

JESCO北海道営業課の熊井と申します。

収集運搬中のトラブルということですので、2008年の操業開始以降、北海道事業所への収集運搬中のトラブルについては、収集運搬車両の交通事故が3件発生しております。

1件は、対向車がセンターラインをはみ出しまして、運搬車両の右前方に衝突しました。

あとの2件は、後続車がスリップ等で止まり切れずに後ろから追突されたという事故になります。

いずれの事故も、運搬容器やPCB廃棄物に損傷はなく、容器外のPCBの漏えいはございませんでした。また、車両の損傷も軽微で自走可能ということでありましたので、警察や担当行政の了解を得まして、北海道事業所までの運搬を継続したというものでございます。

なお、PCB廃棄物の運搬は、PCB廃棄物収集・運搬ガイドラインにおいて、積み込み、積み下ろしの方法や従事者の教育のほか、密封性を確保した運搬容器の使用ですとかGPS等の運行管理システムの搭載など厳しく制約しておりまして、環境法令や同ガイドラインを遵守できるといった者に対して弊社の入門許可を与えておるところでございます。

【船水座長】

どうもありがとうございました。

〇〇委員、お待たせしました。

【〇〇委員】

基本的なことからお聞きしたいです。

申入れの内容として新聞報道に出ていましたし、今、課長のお話にもありましたけれども、量は少量だということで、どこまでという話になるのですが、お話がありました。

今まで私どもが思ってきたのは、廃棄物というのは、出たところの範囲内で処理をするという廃棄物処理法の基本原則にして法律がつくられているわけです。その点で、室蘭は北海道の範囲内のものをやるということから受入れをしました。今、〇〇先生が言われた内容だと思うのです。しかし、東北、関東まで広げて、今回のように処理期限を延期するということまで、いわゆる基本計画を変更することが何度も起きていて、僕らはそれについて意見を述べてきました。PCBという物質の特性を考えたらやむを得ないという部分も我々の気持ちにはあるのですけれども、そういう状況の中で大事なことに気がついているのです。それは何かといたら、環境省が提案することが必ずしも予定どおりにいっていないということなのです。本当にあなた方が少量だと言っているのは本当なのかということをお前は新聞報道を見て感じました。

【船水座長】

ありがとうございます。

今の一つ目の件に答えてください。

【環境省・松田課長】

まさにこれまで、北海道事業所で事業エリアの拡大、それに伴い……

【船水座長】

ご質問は、少量ですとおっしゃったけれども、本当に少量ですかということについての回答をお願いします。

【環境省・松田課長】

その点については、西日本の三つのエリアで掘り起こし調査を行いながら、登録をできるだけ行った上で、今年度中に処理を終わらせるということで進めていますので、今後発生してくるものはごく僅かしかないだろうと我々としては思っております。

後々出てくるのは、先ほどお話ししたとおり、廃屋等にある安定器が偶発的に見つかったり、納屋から出てくる農業用のコンデンサーだったり、こういったものが今年度の登録実績の不確実性はあるのですけれども、例えば、今年度の登録実績の1割程度のものということであれば、変圧器、コンデンサーが20台ほどだったり、安定器は10トンほど、約1千個ぐらいのオーダーではないかということです。

【船水座長】

分かりました。では、〇〇委員、続けてください。

【〇〇委員】

認識が非常に曖昧であることがよく分かりました。現実問題として、全国の安定器の話に入りますけれども……

【船水座長】

〇〇委員、すみません、質問をお願いしていいですか。

【〇〇委員】

空き家が800万戸あると言われていたのです。その中で特に問題なのは300万戸だと言われていました。この室蘭でも何千戸かの空き家があって、昭和50年以前に建てられたものが一定軒数あると問題になっています。安定器のついている蛍光管があるのはその辺りだと思うのです。それがまだ山のようにあるのです。全国的に……

【船水座長】

〇〇委員、すみません、質問をしてもらえますか。皆さんがご意見を言う時間をつくりたかったので、まず質問をお願いします。

【〇〇委員】

意見というよりも、認識を問うているわけです。

そういった点でいけば、認識は甘いと考えています。今、〇〇委員からもお話があったように、世界の200か国で処理が行われたという話がありましたが、我々に耳に入っているのは、処理が終わったという国から、何年もたってから一定件数が発見された、発見されたというのが出てきているわけです。その点を考えたら、本当にあなた方の計画が正確なのかどうかを問いたい。

そして、先ほど隣の方が発言したように、基本的な数字の捉え方から曖昧な状態なので、それを言えるのかということです。もう一つは、この処理が終わった後に出てくることへの対策を考えなければならないというのが私の意見です。過去に違う時点で提案したのですけれども、処理が終わった後に必ず出てくるという想定で考えていかなければいけないと思っています。そういう点では、全国の何か所か出てきたものを処理できないわけですから、やっぱり管理するような施設をきちんと国の責任で今からつくるという計画を持たなかったら、人体に影響を与える物質を管理できないと思うのですよ。

今回、その話は何も出ていないし、本当に考え抜かれた提案だとは思えません。最近、この何か月間の委員会の報告を聞いても、発見のレベルがそんなに高くないという上でしか物事を考えていないということに、僕は非常に危惧を持っています。

【船水座長】

ありがとうございます。

質問の趣旨は、処理が終わった後も発見されることがあるということについての対応を考えていますかということでしょうか。

お願いします。

【環境省・松田課長】

今のご質問についてですが、まず、不確実性の部分については、全国にどの程度あるかというところはしっかり把握しなければいけないというのは、我々もその点を肝に銘じながら今後も掘り起こし調査等を進めていきたいというところをお話しさせていただきます。

令和7年度末までの処理になりますので、繰り返しますけれども、期限の延長を考えていないということですから、その後どうするのかというところがあります。当面は保管いただかざるを得ないだろうと思っはいますが、いずれにしても、JESCOの事業が終了した後に、高濃度PCB廃棄物が偶発的に見つかった場合、その量は僅かだろうと思いますが、これまでのJESCO事業のPCB廃棄物の受入れに関する安全面のノウハウやPCBの無害化技術の知見を参考にして、我々もしっかり検討していきたいと思はいます。

【船水座長】

ありがとうございます。ほかにご質問はございますか。

もしよろしければ、今、4時5分前ですが、この件についてのご意見の発言していただきたいと思っています。

発言をされたいという方はおりますか。

6人ですね。

4時10分には終了したいので、15分しかありません。短い時間の言いつ放しで、3分ぐらいでお願いします。ただし、もし事務局から許していただけるのなら、ちょっと面倒くさいですけども、意見がある方は事務局に寄せていただくことを前提で今日ご発言いただいて、終わらせていただきたいと思います。

それでは、3分ぐらいの気持ちでお願いします。

【〇〇委員】

まず基本的に、世界から、日本からPCBをなくすことがまず大々前提ですね。そのために何をなすべきかを考えることが必要だと思うのです。

それは、室蘭で最後まで無害化処理をすることができる、こんなすばらしいことはないと私は思っております。これは世界に誇れるべき室蘭だと思うのです。今まで、JESCOさんをはじめとした努力により、安心・安全の処理をしてきていただいているのです。それにまた、各地域から輸送されてきても、先ほどの3件の事故がありましたけれども、まず問題なくきていて、そのノウハウもきちんと持っているわけです。ですから、それを少し広がったからといって全然問題ないと思うのです。ですから、日本全国から安心・安全に運んでもらって、安心・安全に処理していただく、それと同時に、また文書で提出しますけれども、万が一なかった場合、私の意見としては、できたら室蘭で最後まで、日本全国のPCBがなくなるために継続してやっていただくことができれば一番いいなと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

【船水座長】

それでは、続けてお願いします。

【〇〇委員】

今のお話を聞いて、最後に要望があったと思うので、口頭ではやっぱり難しいので、その経緯を次回ご説明いただくことになると思います。

私たちは技術者なので、計画的処理完了期限という言葉と、処理施設がもう完全に処理が終わるというところで私も混乱していて、先ほど〇〇委員からご説明があったように、令和5年度の3月、令和6年度の3月に完了期限がある。それと、この処理施設自体で処

理ができなくなる時期、本当に最後のおしりのところですね。ほかの施設は最初にご説明があったとおりの状況なので、それを時系列で、北九州、大阪、豊田と東京ですね。それぞれがいつ完了期間を迎えて、その上で、本当の処理施設の撤去に北九州が入っていると思うのですが、要するに、施設がなくなるという状況になっているところもあるので、全国5か所の施設の時系列を一回見せていただいて、その中で本当に北海道しかない、北海道でやらざるを得ない、それ以外に処理施設はないということが分かるような資料をぜひ次回につくっていただきたいという意見です。

【船水座長】

ありがとうございます。

続けてお願いします。

【〇〇委員】

私は簡潔にお話しさせていただきたいと思いますが、これまで皆さんの話を聞いて、非常に理解ができるが多かったと思っております。

私としては、北九州・大阪・豊田事業エリアの受入れ終了後に、安全性と効率性の面、これまでJESCOさんがやってきた北海道事業所の安全性について理解しておりますので、高濃度PCB廃棄物を処理していくべきかなというこの説明は理解ができました。ただ、受入れに対しては、地域の理解がこれまでもずっと継続的に行われておりますし、国には市民も納得できる丁寧な説明をお願いしたいということと、先ほどお話がありました。北海道事業所が終了した後に出てきたものに対しては、私は個人的にも懸念がありますけれども、北九州と同様に、前回の受入れ時の条件である令和7年度までの処理事業の確実な完了については重視していただきたいと思っております。

今後、処理事業完了後のポストPCB事業については、地域の産業振興や雇用確保の面からも大きな影響がありますので、国には様々な選択肢の検討を引き続きお願いしたいと思っております。

【船水座長】

ありがとうございます。

〇〇委員、お願いします。

【〇〇委員】

環境大臣のものを読んだら、これは他のところは終わったから室蘭でお願いしたいというこれに次ぐ言葉ですよ。こんな話、何の内容のないやつをどうしてここに持ってきて我々が、はいそうですかというと思うのですか。

これを私は読んでいたのですよ。2016年に処理の変革をして、これから基本計画の

間に絶対やろうという話になったので、それが出来なかったのが2021年になってまた問題が起こってきたということですね。実際に基本計画があったのは2022年ですが、北九州のものを大阪、豊田に持っていくと。そして、今は室蘭に全部持ってくるという話です。これは理由があるのです。その理由を検討する戦略的な議論が全然ないのです。例えば、日本には空き家が850万軒あるのです。その40%はもうそこに住んでいる人はいないし亡くなっている人もおるし、どうなっているか分からないようなものが35万軒あるわけです。そういうところの調査をどのようにしてやるかということは一度も聞いたことがない。そこからごろごろ出てくるのです。

32回の全国の検討委員会のものを読んでもみましたが、ごろごろ出てくるというものはずっと出ているのですね。どうするかということで、委員長も、かなりきつい判断をして新しい方針を考えないと無理ではないかという発言もしております。

そういう話の中で、これは少量ですからお願いしますということを誰が信じますか。全然そういうことをやっていないのに、ぼろぼろ出てくるものだけを見てやっているわけです。こんなことをやったら2年間で終わりません、絶対に。はっきり言ってね。2年間で終わらなかつたらどうするのですか。そういう話も全部しないでここでは話にならぬ。

だから、これを今日やってもらっても困るのですよ。今日、話がこれで終わってもらいと困るのだよ……

【船水座長】

最後は終わらないといけません。

【〇〇委員】

私の意見は、次もずっとやれという提案です。

【船水座長】

分かりました。ありがとうございました。

それでは、どうぞお願いします。

【〇〇委員】

先人の残した負の遺産を誰かが処理しなければならない、これは本当に完全になくすのが一番いいのです。けれども、今、皆さんが言っていますけれども、全部探すというのも大変難しいことだと思っています。前向きにやってほしいと思います。

これを延長するのは、誰かがやらなければ困ることですからね。室蘭が受け入れないと言ったら、野に垂れ流すのですかということになってしまうので、これは本当に負の遺産で、何とか処理したいと思っています。

ただ、質問になって申し訳ないですけども、プラズマ溶融炉とかは延長して耐用年数

が大丈夫ですかということを知りたいのです。それだけ、よろしくお願いします。

【JESCO・松本所長】

端的にお答えします。

確かに年数はたっていますけれども、あと1年、2年という先を見据えてちゃんと更新工事、設備の点検や保全をしていますので、その点に関しては一切心配は要らないというふうに考えていただいて結構です。

【船水座長】

ありがとうございます。

それでは、〇〇委員、お願いします。

【〇〇委員】

先ほどもちょっと述べましたけれども、私も、他の地域からの積み込み等でのトラブルが3件しかないということですし、言ってみれば、人命に関わる重大な事故や施設の破壊ということがなかったわけです。今、耐用年数の話もございました。ぜひしっかりと理解をいただいた中で進めるべきだと思っております。

もう一つは、ここでは相応しくないかもしれませんが、北九州は、一部、撤去作業が進められていると伺っております。仮にこの施設を撤去する場合、物すごい年数と費用がかかると推測されますので、その辺は次回で結構でございますので、明らかにしていただけるのであればしていただきたいと思っております。

【船水座長】

ありがとうございます。

最後に一言ですね。お願いします。

【〇〇委員】

この計画についても、姿勢の問題で、もっとしっかり検討してほしいということが先ほど言った点を含めてあるのです。廃棄物適正処理の推進に関する検討委員会では、環境省のほかに経産省の責任ある方が参加して討議しています。だから、（松田課長の）横の方がお話しした内容なども含めて、経産省が並んで討論しなかったら本当の姿が見えないと思うので、もし可能であれば、今回は、経産省の責任のある方に参加してもらって、本当に裏づけをはっきりさせてもらう。環境省は、ある意味では、後を任されたような感覚になっているわけで、本来は経産省が責任を負わなければならない幾つかの問題が僕らには見えないのです。それを解決すれば、皆さん苦労はもっと減っているはずですよ。

その点を含めて、もっとしっかりした計画を持ってやらなければいけないし、処理を終

わった後の問題についても、市民の皆さんにこういう計画を持っていますというはっきりしたものを出さなかったら、それこそ、中途半端な議論で、いい悪いの話になってしまうと思います。私はさっき提案したこともその一つだと考えてください。

【船水座長】

どうもありがとうございました。

それでは、予定した時間になりましたので、先ほど申し上げましたとおり、言い足りないこと、もしくは、今はまだ意見が決まっていない方も時間の猶予を用意した上で、事務局の方に、紙で書くのは大変なことになるかもしれませんが、形式は問いませんので、全員というふうに申しませんで、ご提出したい方はどうぞお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

(意見を申し出る者なし)

【船水座長】

では、そういうことで、その他の件に関する今日の議事は終えたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(意見を申し出る者なし)

【船水座長】

ありがとうございました。

それでは、今日の議事は終わりましたので、事務局にお返しします。

3. 閉 会

【事務局・久保課長】

座長、ありがとうございました。

委員の皆様におかれましても、限られた時間の中で貴重なご意見いただき、誠にありがとうございました。

ただいま座長からもお話がありましたけれども、今回の要請に関するご意見、ご質問等ございましたら、事務局宛に郵送でもメールでもFAXでも構いませんので、お送りいただければと思います。よろしく願いいたします。

次回の監視円卓会議は、今のところ、来年の3月頃の開催を予定しております。

日程が決まりましたら、改めてご案内させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上で、本日の会議を終了いたします。

どうもありがとうございました。

以 上